

阿波市キャッシュレス決済端末導入業務プロポーザル実施要領

1 目的

本委託業務は、市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るため、本庁及び支所窓口等へのキャッシュレス決済端末を導入することとし、公募型プロポーザル方式により、本業務の契約の相手方として最も適した候補者の選定をするものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 阿波市キャッシュレス決済端末導入業務
- (2) 業務内容 別紙「阿波市キャッシュレス決済端末導入業務仕様書」のとおり
- (3) 履行予定期間 契約締結日～令和6年9月30日まで
- (4) 業務金額 979,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限とする。
※運用保守費用等は業務金額に含まない（別途契約）。
- (5) 提案上限金額 3,157,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限とする。
※運用保守費用を含むが、決済手数料は含まない。
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (7) 担当部署 企画総務部市政情報課
〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
電話番号 0883-36-8708 F A X 番号 0883-36-8760
電子メール jyoho@awa.i-tokushima.jp

3 参加者の資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 阿波市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とするが、登録されていない場合は企画提案書等の提出期限までに次の資料を提出すること。

ア 登記事項証明書 1部

提出日の直前3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。）。

イ 印鑑証明書 1部

提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可。）。

ウ 損益計算書・貸借対照表 各1部

提出直前2年分の各事業年度に関するもの。

エ 使用印鑑届（様式第1号） 1部

オ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類 各1部

提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可。）。

カ 委任状(任意様式) 1部

支店や営業所等が契約を行う場合必要。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (3) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から受注候補者の特定の日までにおいて、阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成17年阿波市告示第15号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和4年度以降において、地方公共団体からの同種業務の受託実績が10件以上あること。

4 実施スケジュール

公募開始	令和6年5月1日(水)
質問の受付	令和6年5月1日(水)から令和6年5月10日(金)まで
質問の最終回答	令和6年5月15日(水)
参加表明書の提出期限	令和6年5月17日(金)まで
参加資格確認結果の通知	令和6年5月21日(火)
提案書等の提出期限	令和6年5月31日(金)
ヒアリング審査	令和6年6月6日(木)
審査結果の通知	令和6年6月中旬 予定
契約締結	令和6年6月下旬 予定
運用開始	令和6年10月1日(火)

※ 当該日程については、スケジュールを変更する場合があります。

5 実施手順

- (1) 公募開始 市のホームページで実施要領等を公表する。
- (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合には、担当部署に対し、次に定めるところにより質問書(様式第2号)を提出すること。

ア 提出期限 令和6年5月10日(金) 午後5時必着

イ 提出方法 質問書を電子メールにより提出してください。電子メールを送信したときは、担当部署に電話で着信の確認を行うこと。

(3) 質問の回答

提出のあった質問事項は、阿波市ホームページにて掲載する。なお、質問者の名称等は公表しない。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出すること。

ア 提出書類（各1部）

(ア) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第3号）

(イ) 会社概要（任意様式）

会社の沿革及び組織が分かれば、パンフレットでも可とする。

(ウ) 自治体導入実績届（様式第4号）

(エ) 対応する決済サービス及び手数料率等一覧（様式第5号）

イ 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

(5) 参加資格確認

参加表明書を提出した者について、市政情報課において、参加資格を満たすか否かを確認する。

(6) 参加資格確認結果の通知

上記(5)の結果を通知するとともに提案書等の提出を依頼する。

(7) 提案書等の提出期限

次に定めるところにより、提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、別紙「阿波市キャッシュレス決済端末導入業務仕様書」及び「評価基準」に基づき作成すること。なお、企画提案書及び添付書類の様式は自由とするが、企画提案書には目次を設け、各頁に頁番号を設定すること。また、企画提案書は20枚以内（目次は除く）とする（両面使用可）。

(イ) 見積書（様式第6号）及び費用積算表（様式第7号）

見積書には、導入費用（消費税抜き）のみを記入すること。また、費用積算表には、導入費用及び運用保守費用（66月分）を記載すること。

イ 提出部数10部（正本1部、副本9部）※このほかに電子データ（CD-ROM）で1部

ウ 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

(8) プレゼンテーション（デモンストレーションを含む）及びヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 日時 令和6年6月6日（木） ※時間の詳細は、別途通知する。

イ 場所 阿波市役所 ※場所の詳細は、別途通知する。

ウ 内容

1 提案者当たりの参加者の持ち時間は、説明（30分以内）質疑応答（15分程度）とする。

エ 順番 提案書の受付順とする。

オ その他 プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うものとする。

6 評価基準

別表「評価基準」のとおり

7 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

ア 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談、開示を行うこと。

ウ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。

エ プロポーザルの評価終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(3) その他

ア プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。

イ 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

ウ 参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。

エ 提出された企画提案書等は返却しないものとし、阿波市情報公開条例（平成17年4月1日条例第9号）及び個人情報の保護に関する法律並びに阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理する。

オ 提出書類は、原則公開しないものとするが、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号）の規定に基づき開示請求者に開示する可能性があるため、企業秘密に該当するなど、開示されると不利益をこうむる恐れのある情報については、あらかじめ文書により申し出ておくこと。

カ 本要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、本市が判断するものとする。

8 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に最高得点者及び次点候補者の名称及び採点結果を文書で通知するとともに、阿波市ホームページ上で公表する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

(2) 最高得点を得た者が2者以上となった場合は、提案金額の低い提案者から交渉する。

(3) 参加者が1者のみの場合、60%以上の得点であれば、最高得点者として選定する。

9 契約の締結

選定した最高得点者と本市とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、最高得点者と本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合がある。また、委託契約額は市の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最高得点者の見積額とする。なお、選定した最高得点者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

10 提出及び問合せ先（担当部署：企画総務部市政情報課）

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市役所市政情報課 担当：唐渡（とわたり）

電話0883-36-8708

FAX 0883-36-8760

E-mail jyoho@awa.i-tokushima.jp